

東京都児童福祉審議会 第1回専門部会における主な御意見
 (児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて)
 ー事務局まとめー

(第1回専門部会：平成23年8月5日開催)

【課題1】地域支援ネットワークの強化

- ①要保護児童対策地域協議会の実務者会議が十分に行われているのか、進行管理が全件にわたって行われているのか、確認が必要。(柏女委員)
- ②全件確認を行うのは、実務者会議か進行管理会議、いずれかに整理する必要がある。実務者会議が何も機能せず、研修だけを実施しているところもある。(柏女委員)
- ③東京ルールが本当に浸透しているのか、適正なのか。児童相談所と子供家庭支援センターのマニュアルの整合性など、両機関の協働体制はとれているのか。(柏女委員)
- ④医療機関には、保護者との摩擦を考慮し通告を躊躇する傾向がある。通告の基準がほしい。(今田委員)
- ⑤児童相談所や施設では精神科医との連携がうまくいかず、保護者が通院中であっても対応ができていない。精神科医との連携が必要。(今田委員)
- ⑥虐待発見後の見守りや親との関係、家庭への支援など、具体的な技術が大変弱い。(犬塚委員)

【課題2】地域における未然防止策、要支援家庭の早期発見・支援策の推進

- ⑦地域での啓発的な取り組みが関係機関につながっているか、確認が必要。(中学校区域程度を単位とした地区社会福祉協議会の取組が地域に浸透しているか、民生委員を通じて区市町村につながっているか、地区社会福祉協議会の子供虐待防止への取り組みなども確認の必要がある。)(柏女委員)
- ⑧児童委員からの通告は非常に少なく、東京都全体で、児童委員の関わりや、特に児童相談所との連携を探っていくことが必要。近隣・知人からの通告における非該当の割合は高く、その免責を考えるのはとても重要。NPO法人なども含めて、虐待のポイントや、子供への影響等についてキャンペーンを考えてはどうか。泣き声が聞こえる程度で即座に通告する社会ではなく、地域でしっかりと子育て支援の土壤をつくっていかないか。(網野委員)
- ⑨虐待に限らず、要保護家庭においては、養育の世代間の負の連鎖がみられる。2代、3代、4代にわたる支援体制が、どのように実践され、地域でどうやって見守っていくのか掘り下げる必要がある。(武藤委員)
- ⑩通園やデイサービス、特別支援学校等の障害児の親への支援が、本当に十分なのか、しっかりと検証が必要。(柏女委員)
- ⑪入院している難病の子供たちや、その親のピアサポート等々は、十分なのかどうか。(柏女委員)
- ⑫保健部門と福祉部門の連携がうまく図られているか。例えば、通報を受けて福祉部門の担当者が家庭訪問をするとき、健診のデータを把握しているか。体重をあらかじめ把握していれば、元から痩せていたのか、丸々していたのに今度痩せてしまったのか、という状況認識からネグレクト等が見えてくる。(柏女委員)
- ⑬健診に来て、いろいろ訴える人のリスクは少なく、むしろ健診に来ない人をどう把握するかが極めて重要。区から予防接種票が出るため、予防接種がされていない家庭を、行政は把握できるのではないか。(今田委員)
- ⑭女性センターなどDV機関と児童相談所との連携が取れているか、援助観が一致しているか、確認が必要。逃げた先を知らせなかつたことが他県での虐待死を招いた、ということが起こつており、双方の援助観のすり合わせが必要。(柏女委員)

【課題3】相談援助部門の機能強化

- ⑯SBS疑いなどについて、同じ事例でありながら、面会がほとんどできないケースもあれば、家庭復帰まで短期で進むケースもあるなど、児童相談所の対応に差があるため、対応のマニュアルやスコアをつくれないか。(今田委員)
- ⑯児童相談所がどこまで対応すればいいのか、判断が微妙なケースについて、モデルを作成することにより、児童福祉司の過剰な負担感を軽減できるのではないか。(磯谷委員)
- ⑯親の精神障害や人格障害のケースは、どこかで見切りつけてパーマネンシー・プランニングの方に持っていくなければ、子供は中途半端なままで施設に留め置かれてしまうため、親の精神障害や人格障害への対応を考えなければならない。(柏女委員)
- ⑰児童相談所は一般的な調査権限が法律レベルで認められておらず、重要な情報を教えてもらえない場合がある。調査に応じる義務を条例で定めるなど、条例レベルの提言を考えていくことが望ましい。(磯谷委員)
- ⑱条例化について、次世代行動計画だけではなく、100人のうちの1人の子供に対しても、社会全体は責務を持つ必要があるため、これを規定することが大事。(柏女委員)
- ⑲積極的な介入のスタンスや、人材の確保・育成の困難性は、児童相談所に限らず、子供家庭支援センターや保健領域でも同じ。同様に、区市町村の体制や対応力の温度差があることは、子供家庭支援センターに限らず、保健部門や、保健部門と児童相談所でも同じ。児童相談所の機能を強化すると同時に、子供家庭支援センター、保健、見守り機関などを機能させ、児童相談所の周辺を含めた全体を上げることが必要。(中板委員)
- ⑳児童相談所職員の提案やアンケートの集約などを行い、長期に専門性を構築して働くための提言をもらいたい。(武藤委員)
- ㉑民間委託の子供家庭支援センターと、区市町村の児童福祉部局の連携や役割分担はどうなっているのか。民間型だと寄り添う支援ができるが、実際に寄り添う支援を行い、また介入型の支援をすべき行政が、有効に機能しているのか。民間団体との機能分担について、児童相談所は、民間との協働がどの程度できているか。(柏女委員)
- ㉒警察との連携事例集など、うまくできているのか。警察の援助スタイルと、児童福祉司の援助スタイルとが、本当に合っているのか確認が必要。(柏女委員)

(資料・データ要求)

- 対応困難ケースの状況調査について、特に医療的な治療的な援助を必要とする子供たち、保護者と対立したケース、疑虐待ケースへの事件化など重篤なケースの年齢別分布
- 対応困難ケースの状況調査について、医療機関からの通告ケースについてのうち、非該当23ケースのその後の対応。通告されてくるケースの、医療機関の規模、診療科、CAPSのあるなし、など医療機関の特徴
- 任期付き児童福祉司の人数、最近の増減数
- CAPSの設置状況、東京都の総合病院での設置割合
- 子供家庭支援センターの職員数、職員の職種等
- 子供家庭支援センター等において、第三者評価を入れた支援の状況。人数、メニューのほか、質的な部分も含め、地域の子育て支援で果たしている中心的な役割の状況